

2 令和2年度帯広市における障害者虐待の状況

1) 全体概要

(1) 令和2年度 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数

区分	通報等件数	虐待を受けたと判断した件数					
		類型内訳（重複あり）					計
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	
養護者	20	3	3	0	0	0	0
施設従事者等	3	0	0	0	0	0	0
使用者	2	1	0	0	0	0	1
その他	5	1	1	0	0	0	0
計	30	5	4	0	0	0	1

(2) 年度別 通報等件数の推移

年度	計	養護者	施設従事者	使用者	その他	虐待を受けたと判断した件数
平成28年度	44	30	7	5	2	4
平成29年度	30	18	6	4	2	5
平成30年度	13	8	4	1	0	3
令和元年度	18	14	2	1	1	3
令和2年度	30	20	3	2	5	5

(3) 通報等の対応区分

区分	一時保護・分離	相談・助言	関係者へ対応を依頼	特になし（必要時に対応）		その他	計
				うち関係者と共有			
養護者	1	3	0	16	(13)	0	20
施設従事者等	0	0	2	1	(0)	0	3
使用者	0	0	0	1	(0)	1	2
その他	0	1	1	2	(1)	1	5
計	1	4	3	20	(14)	2	30

(4) 虐待を受けたと判断した事例の被虐待者の障害種別

区分	件数	障害種別				
		身体障害	知的障害	精神障害者	発達障害	その他・不明
養護者	3	0	2	1	0	0
施設従事者等	0	0	0	0	0	0
使用者	1	0	1	0	0	0
その他	1	0	0	0	1	0
計	5	0	3	1	1	0

2) 区分ごとの状況（養護者による障害者虐待）

身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。
虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認や立入調査等を行い、必要に応じて一時保護等の措置を講じます。

(1) 年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国*	全道*	帯広	全国*	全道*	帯広
平成28年度	4,606	328	30	1,538	70	0
平成29年度	4,649	281	18	1,557	78	1
平成30年度	5,331	296	8	1,612	84	2
令和元年度	5,758	349	14	1,655	51	1
令和2年度	今後発表予定	今後発表予定	20	今後発表予定	今後発表予定	3

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

(2) 通報者の状況

通報者等	件数	割合
本人	1	5.0%
家族・親戚	0	0.0%
近隣住民・民生委員	0	0.0%
医療関係者	0	0.0%
教職員	0	0.0%
相談支援専門員・施設職員	4	20.0%
警察	15	75.0%
市町村	0	0.0%
その他	0	0.0%
計	20	100%

(3) 事実確認の実施状況

	件数	割合
事実確認調査を行った事例	3	15.0%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	3	15.0%
訪問調査により事実確認を行った事例	1	5.0%
訪問調査を行わずに関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	2	10.0%
法第11条に基づく方法により事実確認調査を行った事例	0	0.0%
(立入調査のうち)警察が同行した事例	0	0.0%
(立入調査のうち)市独自で実施した事例	0	0.0%
事実確認調査を行っていない事例	17	85.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	16	80.0%
相談・通報・届出を受理、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	0	0.0%
他部署等に引継ぎ	1	5.0%
計	20	0.0%

(4) 事実確認調査の結果、虐待が認められた事例

	件数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われた事例	3	100.0%
虐待ではないと判断した事例	0	0.0%
虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%
計	3	100.0%

(5) 虐待が認められた事例の分離等の有無

分離を行った事例	分離していない事例	検討中・調整中・その他	合計
1	1	1	3

(6) 虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	年齢				
1							
2							
3							

個人情報のため非公開

(7) 被虐待者からみた虐待者の状況

通報者等	件数	割合
父	1	33.3%
母	0	0.0%
夫	1	33.3%
妻	0	0.0%
息子	0	0.0%
娘	1	33.3%
嫁	0	0.0%
婿	0	0.0%

通報者等	件数	割合
兄弟	0	0.0%
姉妹	0	0.0%
祖父	0	0.0%
祖母	0	0.0%
その他	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	3	100%

3) 区分ごとの状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター等に従事する者が該当します。
虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認を行ったのち、事業所の指定権者である都道府県に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表などを行います。

(1) 年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国	全道	帯広	全国	全道	帯広
平成28年度	2,115	122	7	401	23	2
平成29年度	2,374	128	6	464	12	1
平成30年度	2,605	111	4	592	20	1
令和元年度	2,761	119	2	547	27	1
令和2年度	今後発表予定	今後発表予定	3	今後発表予定	今後発表予定	0

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

(2) 通報者の状況

通報者等	件数	割合
本人	0	0.0%
家族・親戚	0	0.0%
近隣住民・民生委員	0	0.0%
医療関係者	0	0.0%
教職員	0	0.0%
相談支援専門員	1	33.3%
他の施設・事業所職員	0	0.0%
当該施設・事業所職員	0	0.0%
当該施設・事業所元職員	2	66.7%
当該施設・事業所設置者	0	0.0%

通報者等	件数	割合
当該施設・事業所利用者	0	0.0%
当該施設・事業所実習生	0	0.0%
市町村職員	0	0.0%
警察	0	0.0%
運営適正化委員会	0	0.0%
居宅サービス事業所等従事者	0	0.0%
成年後見人等	0	0.0%
その他	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	3	100%

(3) 事実確認の実施状況

	件数	割合
事実確認調査を行った事例	0	0.0%
虐待の事実が認められた事例	0	0.0%
虐待の事実が認められなかった事例	0	0.0%
虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%
事実確認調査を行っていない事例	3	100.0%
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断	1	33.3%
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	0	0.0%
都道府県へ事実確認調査を依頼	2	66.7%
その他	0	0.0%
計	3	100%

4) 区分ごとの状況（使用者による障害者虐待）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者が該当します。
虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、通報等を受けた市町村や都道府県において事実確認を行ったのち、事業所所在地の労働局に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表などを行います。

(1) 年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国	全道	帯広	全国	全道	帯広
平成28年度	745	87	5	581	50	2
平成29年度	691	43	4	597	49	3
平成30年度	641	23	1	541	19	0
令和元年度	591	23	1	535	25	0
令和2年度	今後発表予定	今後発表予定	2	今後発表予定	今後発表予定	1

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

(2) 相談通報の受付状況

	件数	割合
帯広市で受け付けた相談・通報・届出受理件数	0	0%
北海道で受け付け、帯広市に連絡された事例	2	100.0%
計	2	100%

(3) 虐待への対応

労働局がとった措置等	件数
労働基準関係法令に基づく指導等 (うち最低賃金法関係)	1 (1)
障害者雇用促進法に基づく助言、指導等	0
男女雇用機会均等法に基づく助言、指導等	0
個別労働紛争解決促進法に基づく助言、指導等	0
計	1

(4) 虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	年齢				
1	個人情報のため非公開						

5) 区分ごとの状況（その他、障害者虐待防止法の通報義務に該当しない障害者虐待）

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められているが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨を鑑み、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人からの虐待通報があった場合は、事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐまたは必要に応じて市町村が対応することとされています。

(1) 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の推移

年度	通報等件数		
	全国	帯広	うち虐待件数
平成28年度	299	0	0
平成29年度	233	0	0
平成30年度	361	0	0
令和元年度	357	1	1
令和2年度	今後発表予定	5	1

(2) 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数
保健所等	0
学校	0
医療機関	0
官公署	0
その他	5
不明	0
計	5

(3) 相談・虐待への対応

(2) 該当する機関「その他」の5件については、養護者の定義に当てはまらないもの3件、地域生活支援事業の事業所2件であった。

相談対象の機関を所管する機関または相談内容に対応する機関は、5件いずれも帯広市障害福祉課であり、そのうち、地域生活支援事業の事業所の事例1件は虐待として認定し、市が指定権者であることから障害者福祉施設従事者に準じた対応を行った。

(4) 虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	年齢				
1	個人情報のため非公開						